等代行業者が法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行っているときに限る。

一　定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二　法第六条の五の三第一項又は第六条の五の五第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三　第百十条の十七第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

4　信用協同組合等、信用協同組合代理業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三　略

四　第二項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

5　法第四条第二項の規定は、第一項第十号の二から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

6　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一・二　略

三　法第七条の二第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

7　略

8　略

（経由官庁）

第百十三条　信用協同組合は、申請書、業務報告書その他法及びこの府令に規定する書面を財務局長又は財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所（以下この条において「財務事務所等」という。）があるときは、当該財務事務所等の長（以下この条において「管轄財務事務所長等」という。）を経由して提出しなければならない。

2　信用協同組合代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書、信用協同組合代理業に関する報告書その他この府令に規定する書面（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にあるときは福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所等の管轄区域内にあるときは管轄財務事務所長等とする。）を経由して提出しなければならない。ただし、令第七条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

3　信用協同組合代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所等を経由して提出しなければならない。

4　信用協同組合電子決済等代行業者（外国法人又は外国に住所を有する個人であって国内に営業所又は事務所を有しない者を除く。）は、銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による申請書、信用協同組合電子決済等代行業に関する報告書その他この府令に規定する書面を財務局長又は福岡財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所等があるときは、管轄財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

（信用協同組合電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第百十五条　法（第六条の五の二から第六条の五の十まで及び第七条の二第三項に限る。）又はこの府令の規定により信用協同組

3　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第七条の二第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三　同上

四　前項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

4　法第四条第二項の規定は、第一項第十一号から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

5　同上

6　同上

7　同上

（経由官庁）

第百十三条　信用協同組合は、申請書、業務報告書その他法及びこの府令に規定する書面を財務局長又は財務支局長に提出する場合において、当該信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

2　信用協同組合代理業者（外国に主たる営業所又は事務所を有するものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申

一・二　同上

［号を加える。］

［条を加える。］